

文教大学湘南校舎文化会規約

前文

私達は、自主的な文化創造活動を行うなかで、自らの利益と各団体共通の目標である文化の向上を達成するために、ここに結集する。この活動は単に学内に留まらず、地域文化の担い手になることをも目的とすることを忘れてはならない。

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、文教大学湘南校舎文化会と称する。

(会の性格)

第2条 本会は、文教大学湘南キャンパス学友会会則第6条に定めるところの文化会である。

(所在)

第3条 本会本部は、神奈川県茅ヶ崎市行谷1100文教大学内に置く。

(会の目的)

第4条 本会は、前文に掲げた理念を目標とし、これを達成することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、会の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 全学友の文化活動に対する協力、賛助。
- (2) 文化会所属各団体間の調整。
- (3) 他大学との交流、ただし、学友会の承認ある場合に限る。
- (4) 地域社会との文化的交流
- (5) その他、目的達成に必要と認められる事業。

第2章 会員

(会員)

第6条 本会は、部長会議で正式に加盟を認められた団体の構成員を会員とする。

(資格)

第7条 文教大学湘南キャンパス学友会会則第3条によるところの者が会員になるための資格を有す。

第3章 団体及び会員の権利と義務

(団体及び会員の権利)

第8条 本会会員は次の権利を持つ。

- (1) 本会会員は総会に出席し、発言・議決することができる。
- (2) 本会会員は、部長会及び各種委員会を傍聴することができる。
- (3) 本会会員は、本部委員を選ぶことができる。
- (4) 団体及び本会会員は、総会ならび部長会議、そして各種委員会の開催を要求することができる。
- (5) 団体及び本会会員は、本部に対し部長会で話し合っほしい項目を提案できる。

(団体及び会員の義務)

第9条 本会会員は、次の義務を果たさなければならない。

- (1) 本会会員は学友会費を完全に納入しなければならない。
- (2) 団体は、総会、部長会議、各種委員会決定に従わなければならない。
- (3) 団体及び本会会員は本会規約に従わなければならない。

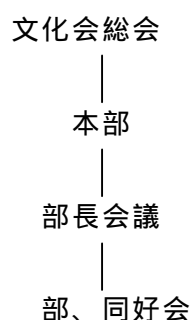
第4章 組織

(機関)

第10章 本会は会運営のために次の機関を置く。

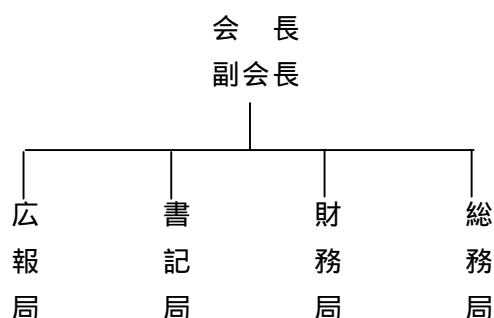
- (1) 総会
- (2) 本部
- (3) 部長会議
- (4) 部、同好会

文化会組織図



第5章 本部

本部組織図



(構成及び権限)

第11条 本部は、本会唯一の執行機関である。

- 2 文化会会長（以後、「会長」と略す。）、副会長及び各局の局長（各1名）を合わせて本部役員とする。
- 3 本部役員に各局の局員を合わせて本部委員と称する。

(機関)

第12条 本部は、会長、副会長及び以下の機関で構成される。

- (1) 総務局
- (2) 財務局
- (3) 書記局
- (4) 広報局

(任務)

第13条 会長は本会を代表し会務を掌握する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は会務を代行する。

(各局の任務)

第 1 4 条 各局の任務は、次のとおりとする。

1 総務局

- (1) 本部活動に伴う諸手続き及び事務
- (2) 備品管理

2 財務局

- (1) 各団体への予算の分配
- (2) 本部予算原案と決算報告書の作成
- (3) 各団体の会計監査

3 書記局

- (1) 議事録の作成、保管
- (2) 会員に対する議事録の閲覧
- (3) 公文書、報告書等の作成

4 広報局

- (1) 情宣活動
- (2) 渉外活動

第 1 5 条 本部役員及び各局局員により構成される。

第 1 6 条 (本部会議の閣議)

- 1 月 1 回の定期本部会議
- 2 会長が必要と認めた場合召集される臨時本部会議
- 3 本部委員の 3 分の 2 以上が会長に要求した場合

第 1 7 条 本部役員の選出方法

- 1 会長は選挙で選出する。
- 2 副会長及び各局長は会長がこれを任命し、会員の承認を得る。
(各局局員の選出方法)

第 1 8 条 各局局員は局長によって選出される。

(任期)

第 1 9 条 本部役員の任期は 1 年とし、4 月 1 日から 3 月 3 1 日までとする。

(局の成立)

第 2 0 条 会長は、必要に応じて新しい局をつくることができる。ここでいう新しい局とは臨時に設ける場合である。

第 6 章 総会

(構成及び権限)

第 2 1 条 総会は、全会員をもって構成し、本会の最高議決機関とする。

(開会)

第 2 2 条 総会は、次の場合開会される。

- (1) 前期と後期、それぞれ 1 回ずつの定期総会
- (2) 別に定める臨時総会

(開会の手続き)

第 2 3 条 総会開会権は議長団議長が持つ。会長は、開会の要請を議長に対して行う。議長は、要請を受けてから 2 週間以内に総会を開かなければならない。

(総会の成立)

第 2 4 条 総会は、全会員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立とする。また、委任状による出席も、これを認める。

(決議)

第 2 5 条 総会での決議は、出席者の過半数の同意をもって決議される。

(臨時総会)

第 2 6 条 以下の場合、会長が臨時総会の開会を議長に要請する。

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 全会員の 3 分の 2 以上の要求があった場合

(議長団)

第 2 7 条 議長団は議長 (1 名)、全副議長 (1 名) からなる。議長団は会長がこれを任命し、会員の承認を得る。任期は 1 年とする。

2 議長団は部長会議に出席し、発言することができるが議決権を持たない。

第 7 章 部長会

(構成及び権限)

第 2 8 条 部長会は、文化会所属各団体の代表をもって構成し、総会につぐ第二の議決機関となる。

(開議)

第 2 9 条 部長会は次に場合開会される。

- (1) 月 1 回の定期部長会
- (2) 会長が必要と認めた場合招集される臨時部長会

(部長会の成立)

第 3 0 条 全部長の 3 分の 2 以上の出席により成立する。委任状は認めない。ただし、代理人は認める。代理人は必ず、部長欠席の理由書とともに、代理出席届を本部に提出し、会長の許可を得る。

(決議)

第 3 1 条 部長会での決議は、出席の過半数の同意をもって決議される。

第 8 章 各種委員会

(構成及び権限)

第 3 2 条 重要課題と思われるものに対して各種委員会が設けられる。委員会は委員長 (1 名)、副委員長 (1 名) 及び委員で構成される。委員会は、その執行に対して権限を持つことができる。

(委員会の設置)

第 3 3 条 以下の場合、会長は新しい委員会を設置する。

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 全部長の 3 分の 2 以上の要求があった場合

(期限)

第 3 4 条 各種委員会の設置は 1 年間とする。

第 9 章 財政

(財政)

第 3 5 条 本会の財政は、学友会によって割りあてられる学友会費、その他の収入をこれにあてる。

(予算)

第 3 6 条 本会の予算とは、本部及び団体に配分するものを言う。

(予算査定について)

第 3 7 条 予算権団体の予算査定は、活動状況及び実情を考慮し、財務局が各団体の次年度予算の要求枠を定める。

(決算について)

第 3 8 条 各団体は、財務局の指示に基づき、決算報告書を作成し、財務局に提出し、その承認を受ける。

(会計年度)

第 3 9 条 会計年度は 4 月 1 日から 3 月 3 1 日までとする。

(その他)

第 4 0 条 その他、財政に関することは、財務局の決定によるものとする。

第 1 0 章 選挙

(会長の選出)

第 4 1 条 会長の選出は選挙により行う。

(時期)

第 4 2 条 選挙は、後期文化会総会の前に行うものとする。

(有権者)

第 4 3 条 文化会会員をもって有権者とする。

(選挙管理委員会)

第 4 4 条 会長の選挙は、文化会選挙管理委員会がこれを行う。

(その他)

第 4 5 条 その他選挙についての細かい規定は細則にこれを定める。

第 1 1 章 部、同好会

(部)

第 4 6 条 各部は、10 名以上の会員から構成される。ただし、本部が認めた場合はこの限りではない。

(同好会)

第 4 7 条 同好会は、部に準ずる団体である。

2 部への昇格には、文化会加盟後 1 年以上経過し、部長会議及び総会で承認を受けることが必要である。

第 1 2 章 改正

(改正の手続き)

第 4 8 条 この規定の改正は、加盟団体全部長の 3 分の 2 以上の賛成で部長会議でこれを発議し、文化会会員に提案して、その承認を得なければならない。この承認には特別の文化会投票又は総会のさいに行われる投票においてその過半数の賛成を必要とする。

- 2 規約改正について前項の承認を経た場合、文化会会長は文化会会員の名で直ちにこれを公布する。

第 1 3 章 附則

(附則)

第 4 9 条 以下の項目は別に細則として定める。

- (1) 選挙
- (2) 財務
- (3) 加盟
- (4) 部室
- (5) 賞罰
- (6) リコール

(施行)

第 5 0 条 この規約は昭和 6 3 年 1 2 月 1 日から施行される。